

個人情報取扱特記事項

第 1 基本的事項

指定管理者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第 2 取得の制限

指定管理者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第 3 安全管理措置

指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 4 従業者の監督

指定管理者は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第 5 再委託の禁止

指定管理者は、市の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第 6 複写又は複製の禁止

指定管理者は、市の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため市から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第 7 資料等の廃棄

指定管理者は、この契約による業務を処理するため市から提供を受け、又は指定管理者自らが作成し若しくは取得した個人情報記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第 8 目的外利用・提供の禁止

指定管理者は、市の同意がある場合を除き、委託事務の処理以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第 9 取扱状況の報告等

市は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を指定管理者に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第 10 事故発生時における報告

指定管理者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。